

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 2 号
件 名	生活保護基準引き下げ撤回と生活保護法改正案の廃案を求める意見書の提出について
要 旨	<p>国は生活保護の生活扶助基準を3年間で総額670億円削減することを決め、8月からの減額を決定しました。この基準引き下げによって受給額が減額される保護世帯は96%に上ると言われています。</p> <p>さらに国は、保護基準部会で来年4月からさらに保護費を削減するために、母子加算、障害者加算、住宅扶助などの削減を検討しています。</p> <p>生活保護費の削減は保護利用者の生存権を侵害するものであり、到底看過できるものではありません。</p> <p>また、国はさきの通常国会で廃案となった生活保護法改正案を臨時国会に再提出しました。この改正案は申請書の提出を義務化し、扶養を事実上の要件とするなど、保護申請権を侵害して水際作戦を助長し合法化するものであり、申請者を保護から遠ざける改正案と言わざるを得ません。</p> <p>以上の理由により、下記の点について国の関係機関へ意見書を提出いただくよう陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 生活保護基準の引き下げを撤回すること。 1 今国会で審議されている生活保護法改正案を廃案にすること。 1 国会での生活保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に沿って、申請権、受給権の侵害を行わないこと。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 25 年 12 月 2 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 25 年 11 月 27 日 第 4 1 8 号